

令和 5 年

第 1 1 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 5 年 1 1 月 2 2 日 (水) 午後 2 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和5年第11回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- | | |
|--------|---|
| 第23号議案 | 令和6年度赤穂市公立学校教職員異動方針について |
| 第24号議案 | 赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| 報告17 | 赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について |
| 第25号議案 | 令和5年度赤穂市一般会計補正予算（1.1月）について |
| 第26号議案 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第27号議案 | 赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第28号議案 | 赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事請負契約の締結に係る議決変更について |
| 報告18 | 西播都市計画事業浜市土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 報告19 | 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| その他 | (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について
(2) 冬季休業中における生徒指導について |

第23号議案

令和6年度赤穂市公立学校教職員異動方針について

令和6年度赤穂市公立学校教職員異動方針について、別紙のとおり決定したい。

令和5年11月22日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

赤穂市公立学校教職員異動方針

赤穂市教育委員会

1 基本方針

兵庫県教育委員会公立学校教職員人事異動方針に基づき、「適材適所の配置」、「人材育成及び計画的な交流の推進」を基本として人事配置を行い、児童生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくりや教職員が働きがいのある職場づくりを進め、赤穂市公立学校における教育の一層の発展を期する。

(1) 異動の時期

定期人事異動は、4月1日に実施する。

(2) 適材適所の配置

職員の能力を最大限発揮できるよう、適材を適所に配置するとともに、職員構成の適正化を図る。特に、安定した学校運営の継続と活性化を図るため若手管理職と女性管理職の登用や再任用の活用、同一校における長期勤務者異動等を積極的に進める。

(3) 人材育成及び計画的な交流の推進

各学校における取組を中・長期的に継続するため、職員がキャリアステージに応じて資質向上できるよう、次代の人材育成の観点から、計画的な交流を積極的に進める。

(4) 魅力と活力ある学校づくりの推進

赤穂市がこれまで進めてきた「夢と志を育む教育」をめざして、家庭・地域と連携した「赤穂市コミュニティ・スクール」を推進し、子供たちが安心して学べる魅力と活力ある学校づくりに資する人事配置に努める。

(5) 信頼される学校づくりの推進

教職員が使命感と高い倫理観をもって職務に専念し、ハラスメントのない、働きがいのある風通しのよい職場づくりを進め、子供たちや保護者から信頼される学校づくりに向けた人材の配置に努める。

2 実施に当たっての留意事項

(1) 異動対象者は、原則として現任校3年以上在勤した者とする。

(2) 同一校における勤務年数が長期にわたる教職員については、最長9年を超えないことを原則とする。

(3) 職員構成の適正化を図るために、経験年数、教育実績、勤務状況等を考慮する。

(4) 校種間、市内地域間の交流については、学校規模や所有免許状の教科を考慮して、適正な配置換を行う。

(5) 異動に当たっては、学校の職員構成、本人の希望や健康上の理由、介護などその他の事情について、校長の意見を参考にする。

(6) 次に該当する者については、原則として異動を行わない。

・休職中 ・療養中 ・派遣中 ・産前産後休暇中 ・育児休業中

(7) 学校図書館法に基づき学級数が12学級以上の学校においては、司書教諭の資格を有する者を配置する。

(8) 主幹教諭の配置は、校種や学校規模に応じて全学校へ配置を進める。ただし、学校課題に応じた配置とするため、下記の配置数を上まわる場合もある。

<小学校> 18学級以下(2名以内)、19学級以上(3名以内)

<中学校> 15学級以下(2名以内)、16学級以上(3名以内)

第24号議案

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を
改正する要綱の制定について

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を下記のとおり制定したい。

令和5年11月22日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を
改正する要綱

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（平成28年赤穂市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定教育・保育等」の次に「又は特定子ども・子育て支援」を加え、「第59条第3号の規定による実費徴収に係る補足給付事業」を「第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業」に改める。

第6条を第7条とし、第5条中「実費徴収に係る補足給付決定通知書（様式第2号）」を「実費徴収に係る補足給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「実費徴収に係る補足給付申請書（様式第1号）」を「実費徴収に係る補足給付金支給申請書（様式第1号）」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 前条第1号に該当する保護者の教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。） 月額2,500円

(2) 前条第2号に該当する施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額 月額4,700円

第3条を第4条とする。

第2条を次のように改める。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育の提供を受ける教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者のうち、次に掲げるもの

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）である者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である者

ウ 収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として赤穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者

(2) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）の提供を受ける施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者のうち、次のア若しくはウに該当するもの又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいるもの

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者

イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(事業の種類)

第2条 支給の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助
 - (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助
- 様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

住 所 _____

申請者（保護者） 氏 名 _____

電話番号 _____

実費徴収に係る補足給付金支給申請書

下記のとおり、実費徴収に係る補足給付の支給を申請します。

なお、支給決定に必要な住民税及び生活保護に関する世帯情報や、利用する特定教育・保育施設又は特定子ども・子育て支援提供者が保有する給食費等の納付状況を、調査、閲覧することに同意します。

記

(ふりがな) 児童氏名	()		生年 月日	年 月 日生
	-----			(歳)
施設名				
振込先	金融機関名		口座種別	普通・当座・その他
	支店名		口座番号	
	口座名義 (カタカナ)			
(備考)				

(注意)

- 添付書類 (1)児童が利用している施設等に、支払った支給対象費用の額（実費徴収額）を証することができる領収書等の写し
 (2)支給対象者であることを証する赤穂市福祉事務所長が発行する証明書

様

赤穂市教育委員会

実費徴収に係る補足給付金支給（不支給）決定通知書

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱に基づき審査した結果、下記のとおり

支給する

ことに決定しましたので通知します。

支給しない

記

児童氏名		生年月日	年 月 日生	
施設名				
支給決定額		円		
(内 訳)	実費徴収の内容		算定月額	備考
	給食費	教材費・行事費等		
月分				
(不支給決定の理由)				

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱が制定されるため、その内容につき次のとおり報告する。

令和5年11月22日提出

赤穂市教育長 尾上 慶 昌

記

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている保育施設に対し、光熱費及び食材料費等の価格上昇分の一部を支援することで保育施設の継続的かつ安定的なサービスの提供を図ることを目的として交付する赤穂市保育施設一時支援金（以下「支援金」という。）について、赤穂市補助金等交付規則（昭和63年赤穂市規則第4条）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和5年4月1日（以下「基準日」という。）において、市内の次に掲げる保育施設を運営する事業者であって、今後も継続して運営を行う意思のあるものとする。

- (1) 民間事業者が運営する保育所
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定による届出を行っている認可外保育施設

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に定める額とする。

2 支援金の交付は、同一保育施設につき1回限りとする。

(交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤穂市保育施設一時支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の定員が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の交付申請等があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の可否を決定したときは、赤穂市保育施設一時支援金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、支援金の交付を決定したときは、速やかに交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)に支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、赤穂市保育施設一時支援金交付決定取消通知書(様式第3号)により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、前条第1項の取消しの決定を行った場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第8条 交付決定者は、支援金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支援金に関する事項について交付決定者に報告を求め、又は調査することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、令和6年3月31日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

定員規模（名）	支援金の額 （円）
0－9	18,000
10－19	54,000
20－29	90,000
30－39	126,000
40－49	162,000
50－59	198,000
60－69	234,000
70－79	270,000

注 定員規模は、基準日における保育施設の定員とする。

様式第1号（第4条関係）

赤穂市保育施設一時支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

赤穂市長 宛

所在地
 団体名
 代表者名

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて赤穂市保育施設一時支援金の交付を申請（請求）します。

記

1 交付申請（請求）額 金 円

2 申請事業所

事業所等名称		施設種別	
事業所所在地		定員	名

3 振込先口座

金融機関名	銀行・金庫 信用組合・農協	金融機関 コード				
支店名	本店・支店・出張所	店舗コード				
口座番号		口座種別	普通・当座			
フリガナ						
口座名義						

4 添付書類

- (1) 施設の定員が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

赤穂市保育施設一時支援金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付けで申請のあった赤穂市保育施設一時支援金については、赤穂市保育施設一時支援金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付の決定又は却下の区分 決定 ・ 却下
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定者は、赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の規定に従わなければならない。
- 4 支援金の交付条件（却下理由）は、次のとおりとする。

様式第3号（第6条関係）

赤穂市保育施設一時支援金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した赤穂市保育施設一時支援金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、赤穂市保育施設一時支援金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消後の支援金の額は、次のとおりとする。
支援金の額 円
- 3 取消理由

第25号議案

令和5年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について

令和5年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について、その意見を求める。

令和5年11月22日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

第26号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その意見を求める。

令和5年11月22日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

第 2 7 号議案

赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例制定について

赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例一部を改正する条例の制定
について、その意見を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 2 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の
教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に
関する事件に該当するため非公開

第 28 号議案

赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事請負契約の締結に係る
議決変更について

令和5年6月12日議決の「赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更する議案の上程について、その意見を求める。

令和5年11月22日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

報告 18

西播都市計画事業浜市土地区画整理事業の換地処分に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

西播都市計画事業浜市土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例について、令和5年第4回赤穂市議会定例会に上程されるので、その内容につき次のとおり報告する。

令和5年11月22日

赤穂市教育長 尾上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

報告 19

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、令和5年第4回赤穂市議会定例会に上程されるので、その内容につき次のとおり報告する。

令和5年11月22日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の
会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

(2) 冬季休業中における生徒指導について

学 校 園 長 様

赤 穂 市 教 育 長

令和5年度 冬季休業中における生徒指導について (通達)

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、赤穂市では、ポストコロナ期における学習の在り方を検討しつつ、学校教育活動に取り組んでいます。青少年を取り巻く環境もコロナ禍の影響を大きく受け、その結果として多くの子どもたちが心のケアを求めている現状があります。現に、文部科学省から発表された令和4年度の不登校の児童生徒数が過去最高となりました。社会全体の閉塞感がこれまでとは別の形で虐待やいじめ、不登校やネットにまつわるトラブル及び犯罪などを底上げしており、こうした問題の解消に向けては、家庭や地域との連携が今後ますます重要性を帯びてくることが予測されます。

新たな年を迎えるこの節目の時期に、幼児児童生徒が自己を振り返り、生活の改善につながる目標や計画を設定することは、明るい未来への展望をもつ上でとても重要です。有意義な家庭生活を送るために、安全指導とトラブル防止のための指導が必要になります。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や子供たちの発達段階に応じた予防的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 冬季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が冬季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 交通事故と不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。
- 感染症予防のため、体調管理として十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事等について指導し、生活習慣として手洗い・うがいの励行を指導する。また、幼児児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養することを保護者に対しても周知、呼びかけを行う。

(2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用し、休業期間を利用して家庭訪問（電話連絡）を行う等、実態を踏まえ適切な指導・支援に努める。

- 課題のある幼児児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問（電話連絡）等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。
- 家庭訪問（電話連絡）等により保護者との情報交換を図り、幼児児童生徒との心のふれあいをおして、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。
- 家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることがないように努める。
- 必要に応じて、タブレットを活用し、児童生徒の支援に努める。

(3) 地域の活動への参加の奨励

学校園から家庭・地域への情報発信を通して適切な協力関係を構築する。また、親子の協働体験活動、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動への参加について奨励し、参加の際には、市内や地域の状況を確認した上で参加の可否について判断するよう各家庭に周知すること。

- 家族や地域社会とのふれあいをおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調管理に十分留意するとともに、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

- 部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休憩時間や休養日を設定し、効果的で無理のない練習を行う。
- 部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

2 冬季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

- 虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や冬季休業中の生活状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

- いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル（県教委 H29.8）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

- 全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、幼児児童生徒が抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。
- 量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。
- 大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活の様々な支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルール、そして危険性について改めて指導する。また、SNS（LINE、Instagram、Facebook、X（旧Twitter）等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは「侮辱罪」として厳罰化されていることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

- 情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。
- SNSに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。
- ネット上の掲示板やSNS等にある「アルバイト募集」などの書き込みにだまされ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」など、自覚なく犯罪に加担するなどの被害に遭わないよう指導する。

(5) 家庭への啓発

自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。

- 外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間に不要な外出をさせない。
- 幼児児童生徒の携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。
- ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日を設けるなど、対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て支援課、警察、青少年育成センターへ速やかに通報する。
- 学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。
- 児童生徒・家庭に「ひょうごっ子悩み相談」等の相談窓口の紹介を適宜行うこと。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒がさまざまな危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。
- 被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な

方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を高める指導をする。

○不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、すぐに警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

○交通ルール遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。

○自転車に乗るときは、自転車安全利用5則を遵守するとともに「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。

【自転車安全利用5則】

・自転車は車道が原則、歩道は例外

(13歳未満または70歳以上、身体の不自由な人のみ通行可)

・自転車は車道左側を通行

・歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

・安全ルールを守る(夜間はライト点灯、二人乗り・並進の禁止、信号遵守、交差点での一時停止)

・ヘルメットを着用

※道路交通法の一部改正(令和5年4月1日施行)により、全ての年齢において自転車乗用中のヘルメット着用が努力義務化

○携帯電話等使用時に、前方不注意等で事故やトラブルに遭わないよう指導する。

○通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連絡するとともに、幼児児童生徒への指導を徹底する。